単　位　事　務　名	
昇　　格	
根拠及び参考法令	鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【第４条第８項】 鹿児島県職員の給与に関する条例（以下「県給与条例」という。）　【第５条】 初任給，昇格，昇給等に関する規則（以下「県初任給規則」という。）　【第４章】 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「学校初任給規則」という。） 職務の級の標準的な職務の内容に関する規則（以下「標準職務規則」という。） 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（教育委員会規則）　【第２条】 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（県規則）　【第２条】
項　目	処　理　方　法
昇　格 （教育職員） （現業職員）	職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるときは，資格基準に定める必要な資格を有し，かつ，その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において１年以上在級している場合に限り，その者の資格に応じて１級上位の職務の級に決定するものとする。ただし在級年数が１年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合において，あらかじめ人事委員会の承認を得たときは，在級年数についてはこの限りでない。　【県給与条例第５条第３項】 １　職員を昇格させる場合には，その職務に応じ，かつ，次に定めるところにより，その者の属する職務の級を１級上位の職務の級に決定するものとする。 (1)　（省略） (2)　前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については，その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。 ２　前項の規定により職員を昇格させる場合には，その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。 ３　勤務成績が特に良好である職員に対する第１項第２号の規定の適用については，級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって，それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。 ※別表第１の２（級別資格基準表）参照　【県初任給規則第18条】 ※別表第１，別表第２（級別資格基準表）参照　【学校初任給規則第２条】 ※別表第３（級別資格基準表）参照 【単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則第２条第３項】

項　　目	処　　理　　方　　法
上位資格取得等による昇格	現に職員である者が上位の職務の級に必要な資格を取得し，かつ，人事委員会の承認を得た場合においては，前項の規定にかかわらず，それぞれの資格に応じた職務の級に昇格させることができる。【県給与条例第５条第４項】 職員が第４条第２項第１号から第３号までの一に該当することとなり，又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し，若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果，上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には，前条の規定にかかわらず，その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。【県初任給規則第19条】
特別の場合の昇格	職員が生命をとして職務を遂行し，そのために危篤となり若しくは心身に著しい障害を生じ又は死亡した場合は，第３項の規定にかかわらず，あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。【県給与条例第５条第５項】 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鹿児島県条例第３号）第３条第１項に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において，部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは，条例第５条第３項及び第18条の規定にかかわらず，あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。 【県初任給規則第20条】
昇格の場合の号給の決定	職員を昇格又は降格させた場合における号給は，知事が人事委員会と協議して定める基準により決定する。【県給与条例第５条第６項】 １　職員を昇格させた場合におけるその者の号給は，その者に適用される給料表の別に応じ，かつ，昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第６に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。 ２　前３条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については，それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。 ３　第19条の規定により職員を昇格させた場合において，前２項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは，前２項の規定にかかわらず，その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。 ４　降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は，前３項の規定にかかわらず，知事が人事委員会と協議して定める号給とする。 ※別表第７（昇格時号給対応表）参照　【県初任給規則第21条】
（教育職員）	教育職給料表（二），教育職給料表（三）又は医療職給料表の適用を受ける学校職員を昇格させた場合におけるその者の号給の決定に関し，初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）別表第７の規定の適用については，別表第７に定めるところによる。※別表第７（昇格時号給対応表）参照　【学校初任給規則第７条の３】

項　　目	処　　理　　方　　法
（現業職員）	職員を昇格させた場合におけるその者の号給は，昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第５に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。 ※別表第５（昇格時号給対応表）参照 【単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則第２条第５項】
級別標準職務	級別標準職務の内容は，別表に定めるとおりとし，同表に掲げる職務とその複雑，困難及び責任の度が同程度の職務は，それぞれの職務の級に分類されるものとする。 ※別表参照　【標準職務規則第２条】
実習助手の２級昇格	鹿児島県立学校管理規則第24条の規定による実習教師の呼称許可を受けた者については，標準職務規則第２条の規定により教育職給料表（二）級別標準職務表の職務の級として２級に分類される。